

【異なる学校種の副免許】

「教育職員免許法第5条別表第1」及び「教員職員免許法施行規則第2条第1項の付表（備考11）」又は「教員職員免許法施行規則第5条第1項の付表（備考4）」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類					
		小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状		高等学校教諭一 種免許状	
				保 健 体 育	左記 以外	保 健 体 育	左記 以外
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許を必ず取得のこと					
大学において 修得すること を必要とする 最低単位数	教科及び教科の指 導法に関する科目	30	--	28	28	28	24
	領域及び保育内容 の指導法に関する 科目	--	18	--	--	--	--
	教育の基礎的理解 に関する科目	4	4	4	4	4	4
	道徳、総合的な学 習の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関す る科目	10	4	8	8	6	6
	教育実習	2	3	2	2	3	2
	教職実践演習	0	0	0	0	0	0
	大学が独自に設定 する科目*	0	8	2	2	4	10
最低修得単位数 計		46	37	44		45	46

※「大学が独自に設定する科目」の詳細については、P93・94を参照。

【特別支援学校教諭免許】

「教育職員免許法第5条別表第1」及び「教員職員免許法施行規則第7条」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類
		特別支援学校教諭 一種免許状
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許 を必ず取得のこと
大学において 修得すること を必要とする 最低単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2
	特別支援教育領域に関する科目	16
	免許状に定められることとなる特別支 援教育領域以外の領域に関する科目	6
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒 についての教育実習	3
最低修得単位数 計		27

※ 特別支援学校教諭免許は、一括申請できません。卒業後に個人申請してください。なお、個人申請の時点で、各自の所属する学科の基礎免許を取得していることが必要です。